

令和 7 年度うじ市民活動サポート事業 応募の手引き

市民の学びや活動の成果を、豊かな暮らしの創造や新しい地域づくりに生かすため、生涯学習センターが市民の企画・運営する事業をサポートします。

1. 応募資格

グループ、個人を問いません。ただし、「うじ市民活動サポート事業」として過去に 5 回以上採択を受けておらず、宇治市内在住・在勤・在学であること（グループの場合は構成員の半数以上）が必要です。

2. 募集事業の内容

〈事業の内容〉

①豊かな暮らしの創造や、新しい地域づくりに結びつくもの

②広く市民に開かれた独創性のあるテーマをもつもの

※ただし、「特定の企業、団体などの宣伝や営利にかかわるもの」「特定の政党、宗教の宣伝や利害にかかわるもの」及び「令和 7 年度に宇治市から別に助成を受ける事業（連続する事業の一部が助成対象の場合も含む）」は除く。

※状況に応じて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じること。

〈募集事業の形態〉

①市民を対象とする講座・講演会・実習・イベント・ワークショップ等

②講座回数は、1 回～5 回

〈参加費〉

材料費やテキスト代、事業運営費の実費分を参加費として受講者から徴収できます。ただし、材料費やテキスト代などの実費分を除き、参加費は事業の趣旨に沿った適切な範囲とします。

参加費が有料の場合は、第2号様式「事業収支予算書」を別途ご提出ください。

3. 生涯学習センターが行う支援

①会場及び付帯設備の提供・使用協力

・生涯学習センター及び公民館を、会場として無償で提供します。

②広報協力

・チラシ1,000枚の印刷・配布協力

用紙を提供します。また、印刷機を無料でご使用いただきます。

ただし、原稿の作成・印刷作業については、事業実施者（申請者）に行っていただきます。

さらに、市内各施設へのチラシ配架を当センターから依頼します。

・宇治市政だよりでの広報

掲載は1事業につき1回のみ。

・当センターの生涯学習情報紙やホームページへ掲載します。

③職員のサポート

当センター職員が、講座・イベントの実施方法や広報などの相談に応じます。

4. 募集期間、実施期間、募集事業数

募集期間	令和 6 年 1 0 月 16 日（水）～令和 6 年 11 月 11 日（月）
事業実施期間	令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 3 月 6 日（金）
募集事業数	おおむね 8 事業以内

5. 応募方法

希望する事業実施者は、市民企画事業申請書に必要事項を記入して、令和 6 年 1 1 月 11 日月曜日（必着）までに、生涯学習センターに来館、郵送、FAX、E メールにて提出してください。

（応募先） 宇治市生涯学習センター

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 4 5 - 1 4

TEL 0774-39-9500 FAX 0774-39-9501

E メール shogaigakushu@city.uji.kyoto.jp

6. 選考方法

応募された企画全てについてヒアリングを行い、審査会において実施事業を決定し、結果を各応募者に通知します。

・ヒアリング日程 1 2 月 2 日（月）、10 日（火）のいずれか

・決定通知の発送 1 月下旬

・選考の基準

- ①生涯学習の推進を図り、まちづくりをする視点に立った企画となっているか
- ②テーマの選定が適切か、独自性があるか
- ③企画内容が十分完成されているか

④事業効果は期待できるか

⑤サポートが必要か

7. 事業の運営

事業実施の決定を受けた場合は、参加者の募集に先立ち、事業の内容、募集の方法、会場、機材の使用等、事業の運営について、あらかじめ生涯学習センターと打ち合わせをしていただきます。

事業の実施に当たっては、生涯学習センターとの共催になります。

〈受講者の募集〉

開催が決定した事業は、多様な広報媒体を活用して広く参加者を募集してください。

〈事業の運営〉

事業の運営は、事業の決定を受けたグループ（個人）が責任を持って、自主的に行っていただきます。

8. 事業終了後の報告

事業の終了後、14日以内に事業実施報告書を生涯学習センターに提出していただきます。参加費を徴収された場合は収支報告書を添付してください。